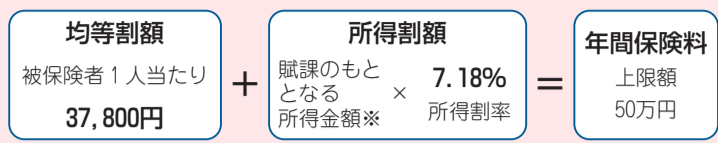


図1 年間保険料の算出(100円未満切り捨て)



※賦課のもととなる所得金額とは、旧ただし書き所得のことで、前年の総所得及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計額の合計から基礎控除額33万円を控除した額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)。

保険料は、均等割額と所得割額の合計額で、年間の限度額が50万円に設定されています。保険証は一人に1枚、交付されます。保険料も個人ごとに納めていただきます。

【保険料の算出方法】

表1 均等割額の軽減

所得金額の合計が下記の基準を超えない世帯	軽減割合
1 基礎控除額(33万円)以下	8.5割
2 8.5割軽減を受ける世帯のうち、後期高齢者医療制度の被保険者全員が、年金収入80万円以下(その他の所得がない)	9割
3 基礎控除額(33万円) + (24.5万円×世帯主を除く被保険者数)	5割
4 基礎控除額(33万円) + (35万円×被保険者数)	2割

※65歳以上で公的年金等控除を受けた方は、年金所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた金額で判断します。

○均等割額は、被保険者1人当たり3万7800円、所得割額は賦課のもととなる所得金額×7.18%と定められています(図1)。
※前年度から特別徴収が続いている方は4・6・8月分は仮徴収となり2011年2月の納付額と同額です。
【保険料納入通知書についてのご注意】
7月15日に発送の2011年度後期高齢者医療保険料納入通知書は、今回、前年所得等が把握できなかった方については、均等割額のみで通知しています。所得等が把握できた場合には、改めて8月以降に通知します。

表2 所得割額の軽減

賦課のもととなる所得金額(年金収入のみの場合)	軽減割合
1 15万円(年金収入168万円)まで	全額
2 20万円(年金収入173万円)まで	75%
3 58万円(年金収入211万円)まで	50%

○均等割額は、被保険者1人当たり3万7800円、所得割額は賦課のもととなる所得金額×7.18%と定められています(図1)。
※前年度から特別徴収が続いている方は4・6・8月分は仮徴収となり2011年2月の納付額と同額です。
【保険料納入通知書についてのご注意】
7月15日に発送の2011年度後期高齢者医療保険料納入通知書は、今回、前年所得等が把握できなかった方については、均等割額のみで通知しています。所得等が把握できた場合には、改めて8月以降に通知します。



後期高齢者医療保険料は、2年ごとに見直します。来年度は見直しの年となります。

【保険料の軽減】

○均等割額の軽減
所得の低い方は、世帯の世帯主及び被保険者の所得に応じて保険料の均等割額が軽減されます(表1)。
○所得割額の軽減
厚生年金の一般的な収入2
災害、失業、世帯主の死亡や長期入院などの理由により保険料を納付することが困難な場合には、保険料の徴収を猶予したり、減免する制度がありますのでご相談下さい。

【保険料は来年度に見直しします】

後期高齢者医療保険料は、2年ごとに見直します。来年度は見直しの年となります。

【40歳から64歳の方の保険料】

介護保険料は加入している医療保険の保険料(税)に合算し、賦課されています。保険料額や計算方法は加入している健康保険組合等にお問い合わせ下さい。

【国からの交付金による保険料の軽減】

2009年度、介護に従事する方の処遇改善のために介護報酬が3%増額されました。これによる介護保険料の上昇を抑えるため、国から臨時特例交付金が交付されました。

【保険料の減免】

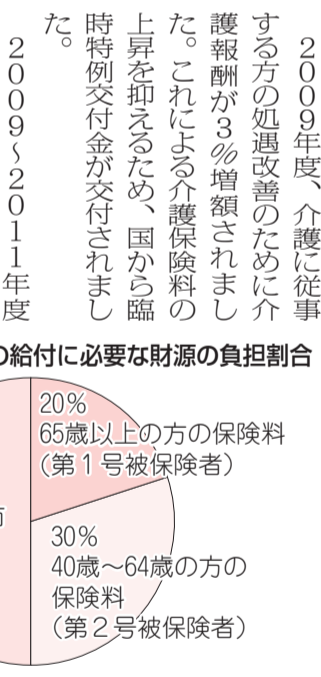
次のような理由で介護保険料を納めることが困難な場合にはご相談下さい。
○災害により住宅等に著しい損害を受けた
○世帯の生計を主として維持する者が失業等により、収入が著しく減少した
○生活が著しく困窮しているなど(介護保険料段階が第1〜3段階で、収入が生活保護基準以下等、各種要件をすべて満たしていることが必要です)

【保険料の見直し】

介護保険料は、3年ごとに見直します。来年度は、事業計画に基づいて保険料を見直す年となります。

後期高齢者医療保険料
問 保険年金課高齢者医療係
☎724・2144
FAX724・3079

介護保険
問 介護保険課保険料係
☎721・3110
FAX721・0913



所得区分別保険料額

市民税の課税状況	要件		段階	年額保険料	
	世帯	本人			
非課税世帯※1	生活保護受給者		第1段階	21,300円	
	本人非課税	老齢福祉年金受給者	第2段階	23,700円	
		課税対象となる公的年金収入額と合計所得金額の合計	80万円以下	第3段階	33,100円
			80万円超	特4段階	33,100円
課税世帯※2	本人課税	合計所得金額 ※3	80万円超	第4段階(基準)	47,400円
			125万円未満	第5段階	49,700円
			125万円以上200万円未満	第6段階	54,500円
			200万円以上300万円未満	第7段階	59,200円
			300万円以上500万円未満	第8段階	71,100円
			500万円以上	第9段階	94,800円

※1 非課税世帯…住民票上同一の世帯に市区町村民税の課税者がひとりもない世帯。
※2 課税世帯…住民票上同一の世帯に市区町村民税の課税者がひとりでもいる世帯。
※3 合計所得金額…純損失または雑損失等の繰越控除前の総所得金額、土地等の分離譲渡所得金額(特別控除前)、山林所得等の合計をいいます。

年金請求の手続き・相談

対象者	申請先
老齢基礎年金 国民年金第1号被保険者期間のみで受給権のある方 国民年金第3号被保険者期間、または厚生年金等に加入していた期間があり、受給権のある方	町田市保険年金課国民年金係 八王子年金事務所・町田年金相談センター
障害基礎年金 国民年金第1号加入中、または20歳前に初診日があり、現在障害基礎年金の1、2級相当の障がい状態にある方 国民年金第3号加入中に初診日があり、現在障害基礎年金の1、2級相当の障がい状態にある方	町田市保険年金課国民年金係 八王子年金事務所・町田年金相談センター
遺族基礎年金 国民年金加入中、または老齢基礎年金受給権のある方、もしくは老齢基礎年金受給中の方が亡くなった場合、子のある妻か子(子が18歳未満)	町田市保険年金課国民年金係
寡婦年金 第1号被保険者として25年以上保険料を納めた夫が何の年金も受けずに亡くなった場合、婚姻期間が10年以上ある妻が保険料を3年以上納めた人が何の年金も受けずに亡くなった場合、その方と生活を共にしていた遺族	町田市保険年金課国民年金係
死亡一時金	町田市保険年金課国民年金係

※各年金の受給要件等について、詳しくは申請先にお問い合わせ下さい。
※年金を受給するためには、本人からの請求が必要です。

【納入通知書は保管を】

介護保険料の納入通知書(決定通知書)は、シルバーパスを購入する際の確認書類として使用することができます。再発行はできませんので大切に保管して下さい。

【納入通知書は保管を】

介護保険料の納入通知書(決定通知書)は、シルバーパスを購入する際の確認書類として使用することができます。再発行はできませんので大切に保管して下さい。

各納付方法による割引金額(2011年度)

納付方法	支払額	割引額
納付書毎月払 口座振替毎月払 クレジットカード毎月払	15,020円	-
口座振替毎月早割払	14,970円	50円
納付書半年前納払 クレジットカード半年前納払	89,390円	730円
口座振替半年前納払	89,100円	1,020円

【保険料のお支払い方法】

2011年度の保険料額は定額で、1か月1万5020円です。納付書を使って、最寄りの銀行・郵便局等の金融機関・コンビニエンスストアでお支払い下さい。市役所・市民センターや、年金事務所ではお支払いできません。納付書を紛失した場合は、年金事務所まで再発行しますのでご連絡下さい。

【お支払いが困難な場合は】

保険料のお支払いが困難な場合は、保険料の免除・納付猶予制度や学生納付特例制度があります。詳細はお問い合わせ下さい。お支払いに関する詳細は、八王子年金事務所 ☎042・626・3511へお問い合わせ下さい。

明日のあなたを考えると
国民年金
問 保険年金課国民年金係
☎724・2144
FAX724・1183